

戦略性が高く、意欲的な目標・計画の認定について（案）

1. 概要

各法人の中期目標・中期計画において、機能強化に向けた特色ある活動や高い目標が積極的に掲げられることを促し、ひいては各法人の質的向上を促すため、「戦略性が高く、意欲的」とであると各法人が考える中期目標・中期計画について各法人から申請を受け、これを国立大学法人評価委員会において審議の上で「戦略性が高く、意欲的な目標・計画」として認定するもの。

認定された目標・計画については、評価が下がるリスクを考慮すると法人としては高い目標を立てにくいという事情を踏まえ、各法人の質的向上を促す観点から、中期計画または年度計画中の各項目についての達成状況のみを評価の対象とするのではなく、その状況にいたるまでのプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価することとしている。（国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領）

2. 第 3 期中期目標・中期計画における取り扱い

各法人が自らの特色ある活動や高い目標を積極的に中期目標・中期計画に反映することを促すため、第 3 期では中期目標期間の開始に際して、予め中期計画策定時点において戦略性が高く意欲的な目標・計画の認定を行うこととした。

3. 認定の方針

戦略性が高く、意欲的な目標・計画を認定するにあたっては、原則としては各法人の申請内容を尊重しつつ、以下の趣旨から大きく外れると思われるもののみを認定の対象外とする。

- 大学の機能強化に向けて先駆的・先導的に取り組むもの
- 取組の重要性を踏まえ、かなり高い数値目標を掲げて取り組むもの
- 大学の機能強化に向けて大学の強み・特色を一層明確化するため、重点的な学内資源の再配分を行い、具体的かつ高い水準の達成目標を掲げ取り組むもの

4. 認定プロセス

- ・ 審査方針（本資料）を第 26 回国立大学法人分科会及び第 52 回総会で承認
- ・ 各法人の申請について、国立大学法人評価委員会において認定（年度内）